

会報 No.420 令和7年(2025年)9月1日(月) 発行

## めぐろ青色

発行：一般財団法人 めぐろ青色申告会 発行責任者：専務理事 藤重則夫  
〒153-0061 東京都目黒区中目黒5-28-3 TEL:03 (3713) 1141(代) FAX:03 (3713) 1185  
HP:www.meguro-aoiro-forum.com

## 会費月額1,000円! 43年間維持 1,500円へ改定!!

## 会費改定のお知らせ

本財団では、昭和56年(1981年)4月に会費を月額800円から1,000円に改定して以来、43年間にわたり、会費の据え置きを維持してまいりました。

しかし、近年の会員数の減少や物価、人件費の高騰、業務の多様化などにより、財政面での負担が大きくなってきております。

今後もより良いサービスの充実・質の向上、さらなる発展を続けていくため、理事会で慎重に協議を重ねた結果、2026年(令和8年)4月より、会費を下記の通り改定させていただくこととなりました。(8月号会報P6掲載)

この決断は決して容易なものではありませんでした。これまで改定することなく長年にわたり会運営を維持できたのは、会員の皆様のご理解とご協力、そして役員の方々のご尽力の賜物と、改めて深く感謝申し上げます。

今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

## 記

【改定後の会費】2026年(令和8年)4月分より 月額

| 会員種別         | 現行     | 改定     |
|--------------|--------|--------|
| 正会員          | 1,000円 | 1,500円 |
| 準会員(旧賛助会員含む) | 250円   | 500円   |

※消費税は課税されません。

※お支払い方法につきましては、原則前払いとし、6か月分の口座引落としとなります(準会員を除く)。

次ページへ



ネモフィラ「めぐろ青色申告会の花」

めぐろ青色申告会  
ホームページ

会員のための  
無料相談

要ご予約

ご予約・お問い合わせ

☎ (3713) 1141

会場

目黒青色申告会館

土曜の

特別サポート日

(9時～11時15分)

9月6日

9月20日

10月4日

10月18日

11月15日

11月29日

\*10時受付終了

\*変更となる場合はホームページでお知らせします

## 【無料法律相談】

東京弁護士会所属の顧問弁護士が対応します。

めぐる青色申告会へご予約ください。

■1人1時間以内

午後1時30分

または、午後3時

■相談日

9月18日(木)

10月16日(木)

11月20日(木)

相談日は、変更になる場合がございます。

事前に最新の情報を確認ください。

**1. 会費改定までの経緯**  
(1) 43年間月額1,000円を維持  
記帳代行や共済、保険の手数料収入などの事業収入を得ることで、会費の維持に努めて参りました。

(2) 会費1,000円を維持するために  
年間を通して会員増強運動と退会防止を実行。会員増強運動強化期間や確定申告期の青色コーナーでは、目黒税務署のご支援の下、役職員一丸となり会員獲得に取り組んでいます。

(3) 新たな事業の提供  
記帳代行、共済、傷害保険加入による手数料により収入増へと繋げ、さらに会員のメリットとして新規事業を開発、提供してきました。

(4) 業務の多様化に対応  
日常の記帳サポート（年間約2,500名）、決算個人サポート（約3,300名）、共済給付手続き（年間約1,600名）。その他、相続税研修会をはじめ各種研修会を年間通して開催。事業計画に沿った事業の実施、会計処理、記帳代行受託業務など1年を通して

て会運営、会員サービスに従事しています。

**2. 会費改定の理由**  
(1) 環境の変化による財政への圧迫  
日頃から廃業、経費削減、法人化、自計などによる会員数純減に対し、退会防止策を行っていますが、現実には毎年純減となり、会費収入も減少しています。加えて、簡易保険払込団体制度廃止や、小規模企業共済事業の事業団扱いへの変更などにより、その他の収入も減少している状況です。

(2) 会館建築  
1978年建築された本会館も今年で47年が経過。高齢者対応にエレベーター、スロープなどのバリアフリー対応を考慮し、築60年となる2038年の建て替えを具体的に検討する時機となりました。

**☆今後の対策**  
2025年の事業計画を基に、今後も元氣な活動と会員サービスの充実、事業安定につながる人材の育成、さらに将来的に持続可能な会となるよう努力して参ります。  
(第10回定時評議員会報告事項より抜粋)

この度の人事異動により、目黒税務署長を拝命しました藤山でございます。

橋本理事長をはじめ、役員並びに会員の皆様方及び事務局の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、改めまして厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「青色申告端緒の地」であるとともに、昭和25年の結成以降、永きに渡り税務行政の良きパートナーとして活動してこられ、青色申告制度の普及及び記帳や帳簿等の保存制度の周知などに多大なご支援とご理解をいただいておりますことに深く敬意を表するとともに、心から感謝申し上げます。次第です。

目黒税務署長  
フジヤマ ナオキ  
藤山 直樹氏藤山税務署長  
着任のご挨拶(要旨)

さらに、本年度からは貴会提案による高校生・大学生等を対象とした「税に関する動画グランプリ」が新たに開催されています。税に対する学習や動画の作成・発表を通じて、税に対する理解、青色申告の普及、さらには未来の納税者の育成にもつながる大変素晴らしい企画であると感じております。私どもも、できる限りのご協力をさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

さて、国税当局においては、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、e-Taxの推進、来署者等のデジタルコンテンツへの積極的な案内等、オンライン利用の更なる普及・定着に取り組んでおります。

すでにご利用いただいているe-Taxの利用に加えて、キャッシュレス納付の更なる推進につきまして、ご理解とご協力をいただき、今後ともお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

**新任者のプロフィール等は次号でご紹介させていただきます。**

個人課税第1部門  
記帳指導推進官  
ヒラオカ ケンタ  
平岡 健太氏

赴任にあたって一言  
めぐる青色申告会の皆様のお役に立てるよう業務に励みますのでよろしく願いいたします。

個人課税第1部門  
統括国税調査官  
モリムネ タロウ  
森棟 太郎氏

赴任にあたって一言  
「青色申告端緒の地」である目黒において、めぐる会の皆様方と共に考え、協働できることを楽しみにしております。

目黒税務署  
副署長  
シマダ ヤスシ  
島田 康氏

赴任にあたって一言  
歴史と伝統あるめぐる青色申告会の皆様と引き続きコミュニケーションを図りながら、署としてできることをしっかりと取り組んでまいります。よろしくお願いたします。

## 令和7年分の所得税等の確定申告書(案)が 国税庁ホームページで公表されました



第一表：所得控除に「特定親族特別控除」①

第二表：配偶者や親族に関する事項に「特親」が新設されます。②

国税庁ホームページ  
令和7年分の所得税等の確定申告書(案)  
(今後変更する場合があります)

**特定親族特別控除とは**  
2025年税制改正で新たに創設された控除制度です。  
要件にあてはまると、扶養している側は最大63万円の控除を受けられます。



特定親族特別控除の創設(国税庁「改正の概要」より抜粋)

(1) 居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円を控除する特定親族特別控除が創設されました。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

(注)「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

(2) 令和8年1月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月(日)の源泉徴収の際に適用されることとされました。

- ・給与：親族の合計所得金額が58万円超100万円以下である場合
- ・公的年金等：親族の合計所得金額が58万円超85万円以下である場合

お早めに  
ご確認を!

## ～令和7年分～ 年末調整・決算サポート日程 決定!

\* 日程が変更になる場合は、ホームページ等でお知らせします。  
\* 予約開始や申込方法については、あらためてご案内します。

2025(令和7年)

### 年末調整サポート 12月9日(火)～25日(木)

年末調整では、給与支払者との書類のやり取りが必要となります。年末調整の対象者(専従者・従業員・パート)を確認し、各種申告書など必要書類を配布、11月下旬ごろまでに回収できるようにしておきましょう。

<記入を依頼する書類>

1. 「令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」
2. 「令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼給与所得者の特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書」
3. 「令和7年分 給与所得者の保険料控除証明書」

2026(令和8年)

### 決算・個人サポート

(所得税)

令和8年1月22日(木)  
～3月12日(木)

(消費税)

令和8年3月16日(月)  
～3月31日(火)

確定申告の時期が近づくと、慌てて書類を探して、帳簿と格闘している、という人も多いのではないでしょうか。

スムーズに確定申告を終えたいのなら、事前準備が何よりも大事。まずは、帳簿や領収書の整理。支払調書などの必要書類も集めておきましょう。

下記に該当する方は、  
早めに記帳サポート(予約制)を受講してください

- ★日々の帳簿のつけ方がわからない方
- ★令和7年に開業、初めて青色申告をする方
- ★消費税(インボイス)に対応した記帳に不安がある方
- ★令和6年分の確定申告が1回で終わらなかった方
- ★建物の新築・購入、車(事業用)の購入・買換などがあった方

【令和7年分の  
路線価図等を公開】

7月1日、相続税や贈与税の算定基準となる土地評価額の算定に使用する令和7年分の路線価図等を国税庁のホームページで発表されました。

全国の標準宅地の路線価平均が2.7%(前年は2.3%)、東京都の平均は8.1%(前年は5.3%)上昇し、4年連続のプラスとなりました。

## 路線価とは

相続税や贈与税において土地等の価額は時価により評価することとされており、その評価額の基準となるのが路線価です。

路線価は、路線(道路)に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額(千円単位で表示しています。)のことであり、路線価が定められている地域の土地等を評価する場合に用います。

## 【令和7年分】



目黒区 路線価図  
(国税庁ホームページより)

## 相続税研修会のご案内

～専門講師がわかりやすく解説します～

本財団では不動産、税金など専門講師による各種研修会を開催しています。

毎年恒例の研修会から、最新情報が学べる説明会まで、皆様のご参加お待ちしております。



## 【相続税研修会(開催日決定)】

10月18日(土)、28日(火)、  
11月17日(月)

「相続の現状と不動産」  
「押さえておきたい  
相続の基礎」



※詳細は同封のチラシをご覧ください

## 【各種研修会(開催日未定)】

- ・土地活用研修会
- ・消費税研修会
- ・改正所得税研修会
- ・ジョブカン会計研修会



※開催日および内容の詳細が決まり次第、改めてご案内いたします。

## 会員規約・プライバシーポリシー

## 一部改訂(追加)のお知らせ

社会情勢の変化に対応し、カスタマーハラスメント対策・個人情報保護・コンプライアンス強化を目的として、会員規約およびプライバシーポリシーの一部に項目を追加しました。

今後也会員の皆さまが安心して利用できる環境、ならびに職員が働きやすい職場づくりに取り組んでまいります。ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

## ■ 会員規約の改定について

改定日:2025年(令和7年)5月20日(火)付

主な改定内容:

誓約事項の追加(第3条)

退会勧告の追加(第8条)



## ■ プライバシーポリシーの追加について

改定日:2025年(令和7年)6月12日(木)付

主な改定内容:

個人情報の「共同利用」に  
関する記載を追加



※改定内容については、上記二次元コードよりご確認ください

## 事業報告

(R7.7.1~R7.7.31)

|                        |              |                    |
|------------------------|--------------|--------------------|
| ◎入退会者数                 | 入会:12名       | 退会:21名             |
| ◎青色共済                  |              |                    |
| 入院見舞金                  | 10件          | 190,000円           |
| 弔慰金                    | 2件           | 600,000円           |
| 特別弔慰金                  | 1件           | 55,000円            |
| 傘寿祝金                   | 23件          | 1,780,000円         |
| ◎東京青色傷害保険              | 5件           | 654,400円<br>(6月実績) |
| ◎小規模企業共済               | 廃業請求<br>死亡請求 | 5件<br>2件           |
| ◎来局者数                  |              |                    |
| 記帳サポート関連               |              | 250名               |
| 共済・保険関連                |              | 36名                |
| 旅行関連(紀州鉄道・フジプレミアムリゾート) |              | 1名                 |
| その他(物品購入・他団体)          |              | 41名                |

## 口座振替ごよみ

|                        |                                             |
|------------------------|---------------------------------------------|
| 9/8(月)                 | 簡易保険・月払<br>青色共済年金<br>経理事務代行料 <sup>④</sup> * |
| 9/18(木)                | 小規模企業共済                                     |
| 9/29(月)                | アフラックがん保険                                   |
| ※記帳について                |                                             |
| ④(所得税)経費計上可<br>(消費税)課税 |                                             |

## 納税ごよみ

|         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 9/1(月)  | ・消費税(個人事業者)の<br>中間申告期限、納税期限〔国税〕 |
|         | ・個人事業税第1期分の<br>納税期限〔都税〕         |
|         | ・特別区民税・都民税<br>第2期分の納税期限〔区税〕     |
| 9/30(火) | ・固定資産税・都市計画税<br>第2期分の納税期限〔都税〕   |